

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	スイスの食料及び飲料水の備蓄・供給制度—「2017年5月10日の経済に関する国の供給に関する命令」ほか—(資料)
他言語論題 Title in other language	Stockpiling and National Economic Supply System of Food and Drinking Water in Switzerland
著者 / 所属 Author(s)	樋口 修 (Higuchi, Osamu) / 国立国会図書館調査及び立法考査局主幹 総合調査室
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	812
刊行日 Issue Date	2018-09-20
ページ Pages	75-106
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	スイスの食料及び飲料水の備蓄・供給制度の詳細について述べ、併せて、2016年に全面改正されたスイスの新しい「経済に関する国の供給法」の、食料及び飲料水分野の関連規定を訳出する。

\* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰(めいせき)性等の観点からの審査を経たものです。

\* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

# スイスの食料及び飲料水の備蓄・供給制度

## —「2017年5月10日の経済に関する国の供給に関する命令」ほか—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
主幹 総合調査室 樋口 修

### 目 次

はじめに

#### I スイスにおける食料の備蓄・供給制度

- 1 法律上の根拠
- 2 安定供給対策の実施組織
- 3 食料分野における安定供給対策の手段
- 4 食料備蓄制度

#### II スイスにおける飲料水の備蓄・供給制度

- 1 飲料水の特長
- 2 飲料水の供給リスク
- 3 飲料水令の概要と家庭における飲料水の緊急用備蓄

おわりに

附属資料1：2017年5月10日の経済に関する国の供給に関する命令の翻訳

附属資料2：2017年5月10日の食料及び飼料の責任在庫保有に関する命令の翻訳

附属資料3：1991年11月20日の緊急時における飲料水の供給確保に関する命令（2017年6月1日現在）の翻訳

キーワード：スイス、食料、食品、飲料水、水環境、備蓄、安定供給対策

## 要 旨

2016年に全面改正されたスイスの新しい安定供給対策の根拠法である「2016年6月17日の経済に関する国の供給に関する連邦法（Bundesgesetz über die wirtschaftliche Landesversorgung vom 17. Juni 2016）」については、既にその内容及び条文の試訳を『レファレンス』799号（2017年8月）で紹介した。本稿では、スイスの食料及び飲料水の備蓄・供給制度についてより詳細に紹介し、併せて上記の法の関連規定である「2017年5月10日の経済に関する国の供給に関する命令（Verordnung über die wirtschaftliche Landesversorgung vom 10. Mai 2017）」、食料備蓄の詳細規定である「2017年5月10日の食料及び飼料の責任在庫保有に関する命令（Verordnung über die Pflichtlagerhaltung von Nahrungs- und Futtermitteln vom 10. Mai 2017）」、緊急時における飲料水供給の詳細規定である「1991年11月20日の緊急時における飲料水供給の確保に関する命令（Verordnung über die Sicherstellung der Trinkwasserversorgung in Notlagen vom 20. November 1991）」の試訳を紹介する。

## はじめに

スイスは、主要先進国の中でも、食料自給率<sup>(1)</sup>や農業従事者1人当たり農地面積<sup>(2)</sup>等の食料・農業・農村関係の状況が我が国と相対的に近似しており、同国の食料・農業・農村政策の動向は、同様の課題に直面する我が国の食料・農業・農村政策にとって多くの示唆を含んでいる。

同国では、2016年に食料備蓄を始めとする安定供給対策の根拠法が34年ぶりに全面改正され、関連規定と併せて2017年6月1日から施行された。当該の新たな根拠法である「2016年6月17日の経済に関する国の供給に関する連邦法（Bundesgesetz über die wirtschaftliche Landesversorgung vom 17. Juni 2016）」（以下「経済に関する国の供給法」又は「法」という。）については、既に概要及びその条文の試訳を紹介したところである<sup>(3)</sup>。

本稿では、スイスの食料及び飲料水の備蓄・供給制度についてより詳細に紹介し、併せて経済に関する国の供給法の関連規定である「2017年5月10日の経済に関する国の供給に関する命令（Verordnung über die wirtschaftliche Landesversorgung vom 10. Mai 2017）」（以下「令」という。）、食料備蓄の詳細規定である「2017年5月10日の食料及び飼料の責任在庫保有に関する命令（Verordnung über die Pflichtlagerhaltung von Nahrungs- und Futtermitteln vom 10. Mai 2017）」（以下「食料令」

\* 本稿における各URLへの最終アクセス日は、特記した場合を除き、全て2018年7月31日である。

- (1) 2013年における主要先進国のカロリーベースの食料自給率は、日本39%に対して、アメリカ130%、カナダ264%、イギリス63%、フランス127%、ドイツ95%、イタリア60%、スイス50%、韓国42%、オーストラリア223%である。（農林水産省『食料需給表 平成28年度』2018, p.305.）
- (2) 2012年（日本は2014年）における農業従事者1人当たり農地面積は、日本1.9haに対して、アメリカ170ha、カナダ203ha、イギリス37.1ha、フランス55.1ha、ドイツ27.3ha、イタリア17.8ha、スイス11.1ha、韓国1.6ha、オーストラリア880haである。（データは『データブック・オブ・ザ・ワールド 2018年版』二宮書店, 2018による。）
- (3) 樋口修「スイスの新しい安定供給対策法（備蓄法）—2016年6月17日の経済に関する国の供給に関する連邦法—」『レファレンス』799号, 2017.8, pp.57-83. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10856648\\_po\\_079903.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10856648_po_079903.pdf?contentNo=1)>

という。)、緊急時における飲料水供給の詳細規定である「1991年11月20日の緊急時における飲料水供給の確保に関する命令 (Verordnung über die Sicherstellung der Trinkwasserversorgung in Notlagen vom 20. November 1991)」(以下「飲料水令」という。)の試訳を紹介する。

条文は、スイスの内閣にあたる連邦参事会 (Bundesrat) ホームページの「連邦法令体系集成」(Systematische Sammlung des Bundesrechts) に掲載されている2018年7月31日現在のドイツ語版テキスト<sup>(4)</sup>に依拠したが、一部で同日現在のフランス語版テキストを参照した。また、脚注の法の試訳は、『レファレンス』799号(2017年8月)で紹介したものを再掲したが、本稿で訳文を一部修正した。

## I スイスにおける食料の備蓄・供給制度

### 1 法律上の根拠

連邦憲法第102条の規定<sup>(5)</sup>に基づいて、国レベルで行われる「生命のために特に重要な財」(lebenswichtige Güter)及び「生命のために特に重要なサービス」(lebenswichtige Dienstleistungen)の安定供給対策を、スイスでは「経済に関する国の供給」(wirtschaftliche Landesversorgung)と呼んでいる。

その根拠法である、経済に関する国の供給法は第4条<sup>(6)</sup>で、「生命のために特に重要である」(lebenswichtig)とは、深刻な欠乏状況を克服するため、直接又は経済過程の中で必要とされることと定義し(法第4条第1項)、「生命のために特に重要な財」の例としてエネルギー源、食料、飼料、医薬品、農業生産資材(種苗・肥料等)、工業原料等を、また、「生命のために特に重要なサービス」の例として輸送、物流、情報、通信、送電(エネルギーの輸送)、決済、倉庫(在庫保有)等を挙げている(法第4条第2項及び第3項)。

(4) “53 Wirtschaftliche Landesversorgung.” Bundesrat HP <<https://www.admin.ch/opc/de/classified-compilation/53.html>>

(5) 「第102条 国の供給

1 連邦は、力の政策から生じる脅威若しくは軍事的脅威に際して、又は経済界が自らそれに対処することのできない深刻な欠乏状況の場合に、生命のために特に重要な財及びサービスに係る国の供給を保障する。連邦は、予防的措置を講じる。

2 連邦は、必要な場合には、経済的自由の原則に違背することができる。」

なお、上記の邦訳は、連邦参事会ホームページ「連邦法令体系集成」に掲載されているドイツ語版テキスト(“10 Bundesverfassung.” *ibid.* <<https://www.admin.ch/opc/de/classified-compilation/10.html>>)に基づいた試訳である。

(6) 「第4条 生命のために特に重要な財及びサービス

1 深刻な欠乏状況を克服するため、直接に又は経済過程の枠組みの中で必要とされる財及びサービスを、生命のために特に重要とする。

2 生命のために特に重要な財とは、特に次のものをいう。

a. エネルギー源並びにそれに必要とされる全ての生産手段及び経営手段  
b. 食料、飼料及び医薬品並びに種苗  
c. 日々の生活に不可欠なその他の財  
d. 農業、工業及びその他の産業のための原材料及び補助材料

3 生命のために特に重要なサービスとは、特に次のものをいう。

a. 輸送及び物流  
b. 情報及び通信  
c. エネルギー源及びエネルギーの輸送及び分配  
d. 決済取引の保証  
e. 財の在庫保有及びエネルギーの蓄積

4 生命のために特に重要なサービスには、そのために必要な経営手段及び経営資源も含まれる。」

したがって、食料、飼料及び農業生産資材は、エネルギー源、医薬品等とともに、深刻な欠乏状況の場合に国が供給を保障する対象の財として、法律上明確に位置付けられている。

## 2 安定供給対策の実施組織

安定供給対策（経済に関する国の供給）に関する業務は、スイスの伝統的な「ミリツ・システム」(Milizsystem)<sup>(7)</sup>に基づき、経済界と公的機関が共同で行う（法第3条第3項<sup>(8)</sup>）。

連邦参事会（内閣）において、安定供給対策の管轄権は連邦経済・教育・研究省（Eidgenössisches Departement für Wirtschaft, Bildung und Forschung: WBF）が有する（法第5条第3項及び令第1条、令の試訳は本稿末尾の附属資料1を参照<sup>(9)</sup>）。

安定供給対策業務の責任者は「経済に関する国の供給代表者」（Delegierter für wirtschaftliche Landesversorgung、以下「代表者」という。）である。代表者は、経済界出身者の中から連邦参事会によって任命され、後述する連邦経済供給庁及び専門家領域の長を兼職で務め、両組織を合わせて統率する（法第58条<sup>(10)</sup>、令第2条及び令第5条）。2018年7月末現在、スイスの大手電力会社アルピック（Alpiq）社の事業継続管理業務の専門家であるヴェルナー・マイヤー（Werner Meier）氏が代表者を務めている。

連邦経済・教育・研究省及び代表者の下で、安定供給対策の具体的業務を担当する公的機関が、連邦経済供給庁（Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung: BWL）である。連邦経済供給庁は常勤のスタッフ組織であり（令第2条第2項a号）、その任務は、令第6条に詳細に規定されている。

この連邦経済供給庁と共に、安定供給対策の業務を担っているのが、専門家領域（Fachbereiche）と呼ばれる非常勤の専門家集団である。専門家領域は、代表者の下で、食料、エネルギー、医薬品、物流、産業、情報通信の6つの分野に分かれており、各分野は、経済界、連邦、邦（Kanton、連邦を構成する地方行政区画。「州」と訳されることもある。）及び基礎的自治体（Gemeinde）の、当該分野の専門家から構成されている。

(7) 「ミリツ・システム」とは、公的職務の多くが職業をもつ私人の兼務として遂行される原理のことであり、その代表的な例は自治体行政や民兵制である。君主や中央の官僚制による集権的統治の経験がほとんどなく、「下から上に」積みあがる形で国家を形成してきたスイスでは、「ミリツ・システム」が連邦制と並んで国家を形成する基本原理となっている。ただし、近年では、兼務を実際に引き受ける人の人材難が指摘されており、また、巨大な利益団体が過度の権限を手にし、立法過程に多大な影響力を行使している等の批判がある。（飯田芳弘「スイス」馬場康雄・平島健司編『ヨーロッパ政治ハンドブック 第2版』東京大学出版会、2010、pp.82-83.）

(8) 「第2条 概念

この法律においては、次の語は次の意味で用いる。

a. 「経済に関する国の供給」：生命のために特に重要な財及びサービスについての国の供給」

「第3条 原則

- 1 経済に関する国の供給は、経済界の任務である。
- 2 深刻な欠乏状況の下で、経済界が、経済に関する国の供給を確保することができない場合、連邦、及び必要である場合には邦は、必要な措置を講じる。
- 3 経済界及び公的機関は、共同で活動する。施行規則を制定する前には、経済界の自発的な措置により、経済に関する国の供給を確保することができるか否かについて検討がなされなければならない。」

(9) 「第5条 委任

3 連邦参事会は、各省間の調整を行う。この管轄責任は、連邦経済・教育・研究省（WBF）とする。」

(10) 「第58条 経済に関する国の供給代表者

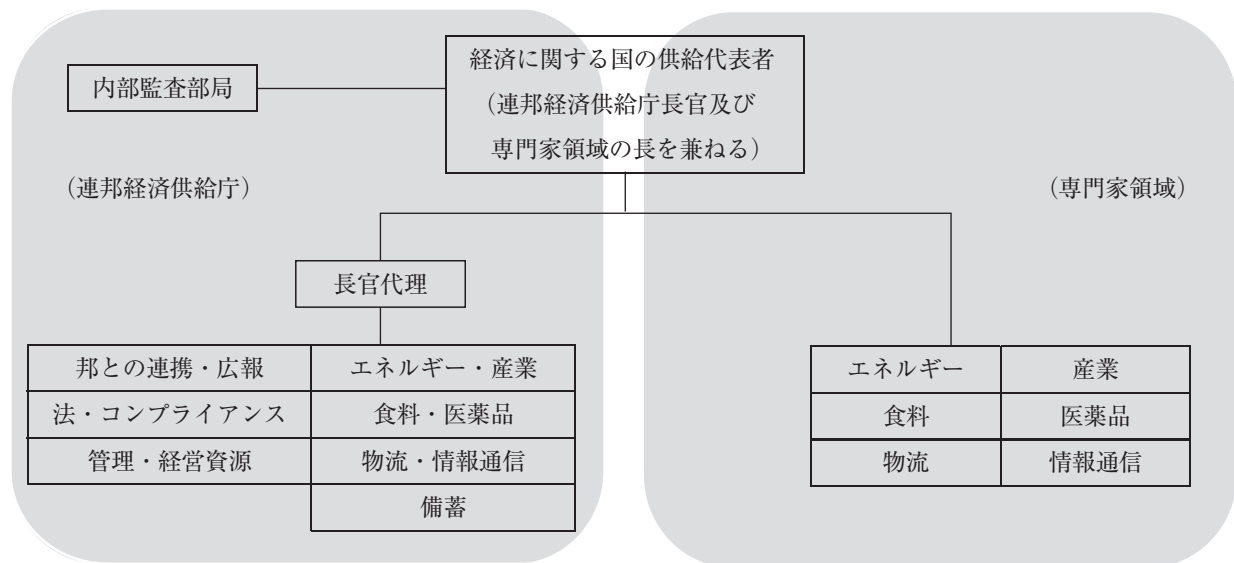
- 1 連邦参事会は、経済に関する国の供給代表者を任命する。代表者は、経済界の出身者とする。
- 2 代表者は、連邦経済供給庁（BWL）及び専門家領域の長を、兼職で務める。」

専門家領域の各分野の長 (Leiter) は、代表者の提案に基づいて、連邦経済・教育・研究省により任命される (令第3条第1項)。2018年7月末現在、食料分野の専門家領域の長は、連邦農業庁 (Bundesamt für Landwirtschaft: BLW) 長官であるベルナルド・レーマン (Bernard Lehmann) 氏が務めている。

専門家領域の任務は、安定供給対策の遂行に際してその専門知識と経験を提供すること等であり、その詳細は令第7条に規定されている。

図は、経済に関する国の供給業務の組織の全体像を示したものである。

図 スイスの「経済に関する国の供給」業務の組織 (2017年7月現在)



(出典) “Organigramm WL.” Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung HP <[https://www.bwl.admin.ch/dam/bwl/de/dokumente/ueber-uns/organigramm\\_wl\\_2017.pdf.download.pdf/Organigramm\\_WL\\_D\\_2017.pdf](https://www.bwl.admin.ch/dam/bwl/de/dokumente/ueber-uns/organigramm_wl_2017.pdf.download.pdf/Organigramm_WL_D_2017.pdf)> を基に筆者作成。

### 3 食料分野における安定供給対策の手段

食料分野における安定供給対策の主な手段には、次のものがある。一般に、(1) から (4) に進むにつれて、経済過程に対する国の介入の程度は大きくなる。

#### (1) 責任在庫 (備蓄) の放出

スイスでは、生命のために特に重要な財のうち連邦参事会が指定したものについては、当該財を輸入する企業等に対して、連邦経済供給庁と契約を締結し、備蓄を保有することを義務付けている (法第7条及び第8条第1項)<sup>(11)</sup>。この義務付けられた備蓄を責任在庫 (Pflichtlager) という。

(11) 「第7条 原則

- 1 連邦参事会は、指定された生命のために特に重要な財を、備蓄保有の下に置くことができる。
- 2 連邦経済供給庁は、関係企業と、当該財の備蓄保有に関する契約を締結する。
- 3 契約が合理的な期間内に成立しなかった場合、連邦経済供給庁は、契約締結を命令する。連邦参事会は、これに加えて備蓄保有の下に置かれる財の輸入について、許可を受けることを義務付けることができる。

#### 第8条 契約締結の義務

- 1 生命のために特に重要な財を輸入し、生産し、加工し又は初めて流通させる者は、契約を締結する義務を負う。
- 2 連邦参事会は、契約締結の義務を負う企業の範囲を決定する。
- 3 連邦経済供給庁は、供給の安全にごくわずかにしか貢献しないと見込まれる企業に対し契約締結の義務を免除することができる。」

責任在庫は、連邦参事会（令では具体的に連邦経済・教育・研究省と規定）の指示により市場に放出される（法第31条第2項f号及び令第21条）<sup>(12)</sup>。責任在庫の放出は、実施の決定から1～2週間以内に実施することが可能であり<sup>(13)</sup>、供給量を直接増加させることができる。

## (2) 輸入促進 (Importförderung)

輸入促進は、責任在庫（備蓄）の放出と共に、供給量を直接増加させることができる政策手段である。供給不足が生じた場合には、まず、連邦農業庁によって、通常の農業政策としての輸入促進策が行われる。それでもなお必要な供給量が確保できない場合には、経済に関する国の供給法に基づく安定供給対策として、より強く経済過程に介入する形での輸入促進措置が講じられる<sup>(14)</sup>。なお、連邦参事会は、介入措置が実施される間、当該措置の目的と矛盾する他の法令については一時的に非適用とすることができる（法第34条）<sup>(15)</sup>。

## (3) 生産統制 (Produktionslenkung)

生産統制とは、生産を最適化して潜在的な生産力を具現化し、自給率（国内生産）を向上させるために、国が、ある財の増産や、より重要度の高い財への生産転換等を行うよう指示したり、又はある財の使用目的に優先順位を付けるよう指示したりすることをいう。生産統制を実施するためには、数か月間の準備期間が必要であるとされる<sup>(16)</sup>。

なお、深刻な欠乏状況が生じた場合に生産を最適化することによって国内生産物での自給自

(12) 「第31条 生命のために特に重要な財に関する指示

1 連邦参事会は、直ちに差し迫った、又は既に存在している深刻な欠乏状況の場合、生命のために特に重要な財の供給を確保するため、一時的に経済的な介入措置を講じることができる。

2 連邦参事会は、次にに関する規則を制定することができる。

a. 調達、分配、使用及び消費  
b. 供給の制限  
c. 生産の転換及び適応  
d. 原材料の利用、再生及びリサイクル  
e. 在庫保有の増強  
f. 責任在庫及びその他の備蓄の放出  
g. 引渡しの義務  
h. 輸入の促進  
i. 輸出の制限

3 連邦参事会は、必要な場合、連邦の費用で法律行為を行うことができる。」

(13) “Pflichtlagerfreigabe.” Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung HP <<https://www.bwl.admin.ch/bwl/de/home/themen/lebensmittel/massnahmen/pflichtlagerfreigabe.html>>

(14) このようなプロセスが踏まれるのは、経済に関する国の供給は原則として経済界の任務であり、公的部門が介入するのは、経済界だけでは必要な供給量を確保することができない場合に限られている（法第3条第1項及び第2項、試訳は前掲注(8)を参照。）ためである。

(15) 「第34条 他の法令の規定の一時的な非適用

1 連邦参事会は、経済的介入措置が有効である期間、他の法令の規定が一時的に適用されない旨宣言することができる。当該規定は、別表第1に掲載する。

2 当該規定は、それがこの法律にいう措置に反する場合に限り、非適用を宣言することができる。

3 当該の非適用宣言は、当該措置が有効期間を越え、又は撤回することができない効力を持つことはない。

4 連邦参事会は、直ちに差し迫った、又は既に存在している深刻な欠乏状況の場合、新たな規定を別表第1に加えることができる。」

(16) “Produktionslenkung.” Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung HP <<https://www.bwl.admin.ch/bwl/de/home/themen/lebensmittel/massnahmen/produktionslenkung.html>>

足を達成するためには、その前提として、国の潜在的な生産力を測定し、必要な潜在的生産力分の農用地を確保しておくことが必要になる。スイスでは、1992年以降「輪作地に関する分野別計画」(Sachplan Fruchtfolgeflächen)に基づいて、同国の住民に最小限の食料エネルギー量(カロリー量)を供給する基盤となる農用地である「輪作地」(Fruchtfolgefläche:FFF)の面積を連邦参事会が各邦に割当て、各邦はその割当面積(Kontingent)の輪作地<sup>(17)</sup>を確保しなければならない<sup>(18)</sup>。2018年1月30日現在、スイス全土で確保すべき輪作地の面積は438,460haであり、これに対してスイス全土における実際の輪作地の面積は、2017年時点で445,000haである<sup>(19)</sup>。なお、約44万haという輪作地の面積は、スイス全土の農用地(Landwirtschaftliche Nutzfläche)の面積(2016年現在で1,049,072ha)の4割強に相当する<sup>(20)</sup>。経済に関する国の供給法は、輪作地の確保について、特に1条を設けて規定している(法第30条)<sup>(21)</sup>。

#### (4) 消費統制 (Verbrauchslenkung)

消費統制は、消費量を抑制し、低い水準での公正・均一な分配を達成する政策手段である。消費統制は(実施が比較的容易な「一般的な販売統制」を除き)原則として、責任在庫(備蓄)の放出、輸入促進、生産統制等の供給サイドの管理措置を講じてもお十分な効果がない場合に限って実施される。

主な消費統制の手段には、①店頭での1人1回当たりの販売量を制限し、数量が少ない特定の重要な財に対する買占めを防止する「一般的な販売統制」(Generelle Abgabebeschränkung)、②長期にわたる深刻な供給危機等の場合に、全住民に対して等量かつ最小限の供給を確保するため、配給カード(Bezugsausweis)を個別に支給し、各人がこれと引換えに物資を購入する「配給制」(Rationierung)等がある。

経済に関する国の供給では、食料等、各々の「生命のために特に重要な財及びサービス」の供給状況を、平常時である予防段階(Vorsorgephase)と、国の介入が行われる介入段階(Interventionsphase)に区分し、更に、介入段階を供給不足の深刻度に応じて、レベルA(Stufe A)、レベルB(Stufe B)、最も深刻なレベルC(Stufe C)に再区分し、それぞれについて具体的な目標と取るべき政策手段を定めている<sup>(22)</sup>。

(17) 農用地及び輪作地の概念には、農地と牧草地の双方を含む。

(18) “Potenzialanalyse.” Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung HP <<https://www.bwl.admin.ch/bwl/de/home/themen/lebensmittel/massnahmen/potenzialanalyse.html>>; “Fruchtfolgeflächen.” Bundesamt für Raumentwicklung HP <<https://www.are.admin.ch/are/de/home/raumentwicklung-und-raumplanung/grundlagen-und-daten/fakten-und-zahlen/fruchtfolgeflaechen.html>>

(19) Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung und Bundesamt für Raumentwicklung, *Faktenblätter: ergänzende Informationen betreffend Sachplan Fruchtfolgeflächen*, 2018, p.7. <[https://www.are.admin.ch/dam/are/de/dokumente/raumplanung/dokumente/bericht/faktenblätter-ergänzende-informationen-betreffend-sachplan-fruchtfolgeflächen.pdf.download.pdf/Faktenbl%C3%A4tter\\_komplett\\_def.pdf](https://www.are.admin.ch/dam/are/de/dokumente/raumplanung/dokumente/bericht/faktenblätter-ergänzende-informationen-betreffend-sachplan-fruchtfolgeflächen.pdf.download.pdf/Faktenbl%C3%A4tter_komplett_def.pdf)>

(20) *ibid.*

(21) 「第30条 農業に適した土地

連邦は、特に国土利用計画上の措置によって、十分に適した耕地、特に輪作地の維持を取り計らい、これによって深刻な欠乏状況の時に、国の供給基盤を十分に保障することができる。」

(22) “Strategische Leitsätze.” Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung HP <<https://www.bwl.admin.ch/bwl/de/home/das-bwl/strategie.html>>; Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung, *Bericht zu den Massnahmen*, 2015, pp.10-11. <<https://www.bwl.admin.ch/dam/bwl/de/dokumente/Dokumentation/publikationen/massnahmenbericht.pdf.download.pdf/Massnahmenbericht.pdf>>



食料の場合、予防段階（平常時）においては、①供給不足を生じさせる諸要因に対して抵抗力のある供給過程の構築、②重要な食料、飼料、種苗、肥料についての責任在庫の基準設定と形成、③深刻な欠乏状況を顧慮しての輪作地の維持が目標とされている。供給が著しく混乱して介入段階に至った場合、レベル A においては、3 か月間、責任在庫（備蓄）の放出や輸入促進を通じて不足を填補することが目標とされている。レベル B においては、2 四半期後（すなわち深刻な欠乏状況の発生から 6 か月後）に至るまで、住民が 1 人 1 日当たり 3,000kcal 以上の食料供給を受けられることが目標とされている。レベル C においては、深刻な欠乏状況が発生から 6 か月を超えて継続する場合に、国内生産された食料の供給により、住民が 1 人 1 日当たり 2,300kcal 以上の均一な食料供給を受けられることが目標とされている。<sup>(23)</sup>

この目標を達成するための手段として、レベル A においては責任在庫（備蓄）の放出や輸入促進が、レベル B においてはこの 2 つに加えて一般的な販売統制が、レベル C においては輸入促進、一般的な販売統制に加えて、生産統制、配給制が、それぞれ想定されている。<sup>(24)</sup>

#### 4 食料備蓄制度

上述のように、食料分野における安定供給対策の手段は多様であり<sup>(25)</sup>、食料の備蓄（Vorratshaltung）は、6 か月間以下の中期的な不足状況に対処するための手段の 1 つに過ぎない。しかし、政策効果の確実性、経済過程に対する国の介入の程度が相対的に小さい等の点で、食料の備蓄は、スイスの食料分野における安定供給対策の中心的地位を占めている。現時点における食料備蓄制度の詳細は、次のとおりである。

##### (1) 備蓄の種類

スイスにおける備蓄は、①企業が連邦経済供給庁との契約に基づいて行う「責任在庫」（後述する補足的な責任在庫もこれに含まれる。）と、②それ以外の「任意の備蓄」（Freiwillige Vorratshaltung. 家庭の緊急用備蓄もこれに含まれる。）に大別される。規模的には前者が圧倒的に大きく、法令も専ら責任在庫について規定している。

任意の備蓄は、経済に関する国の供給に関連するいかなる組織との契約にも基づくものではないが（令第 26 条第 1 項）、法第 31 条による国の介入措置の対象となる可能性は残されている（令第 26 条第 3 項）。ただし、自己消費のための家庭の緊急用備蓄については、国の介入措置の対象とすることはできない（令第 27 条第 2 項）。

連邦経済供給庁は、必需品について家庭で緊急用備蓄を構築するよう、住民に定期的に広報を行う（令第 27 条第 1 項）。この規定を踏まえ、連邦経済供給庁では、各家庭に緊急用備蓄の準備を推奨するパンフレット「賢い方策—緊急用備蓄」（“Kluger Rat – Notvorrat”）<sup>(26)</sup>を刊行している。

<sup>(23)</sup> Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung, “Strategische Ausrichtung der wirtschaftlichen Landesversorgung,” *WL-INFO (Sondernummer)*, 2014, p.7. <[https://www.bwl.admin.ch/dam/bwl/de/dokumente/Dokumentation/publikationen/wl\\_info\\_strategie.pdf.download.pdf/WL-INFO\\_Strategie\\_D\\_Web.pdf](https://www.bwl.admin.ch/dam/bwl/de/dokumente/Dokumentation/publikationen/wl_info_strategie.pdf.download.pdf/WL-INFO_Strategie_D_Web.pdf)>

<sup>(24)</sup> Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung, *op. cit.*(22), pp.14-15, 17-22.

<sup>(25)</sup> 第 I 章第 3 節で述べた手段のほか、価格動向を監視し利幅の指示（Margenvorschriften）を行うこと、輸出制限（Ausfuhrbeschränkung）を行うこと等の手段がある。

<sup>(26)</sup> Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung, *Kluger Rat – Notvorrat*, 2017. <[https://www.bwl.admin.ch/dam/bwl/de/dokumente/Dokumentation/publikationen/broschuere\\_notvorrat.pdf.download.pdf/Broschuere\\_Notvorrat\\_D\\_web.pdf](https://www.bwl.admin.ch/dam/bwl/de/dokumente/Dokumentation/publikationen/broschuere_notvorrat.pdf.download.pdf/Broschuere_Notvorrat_D_web.pdf)> なお、このパンフレットでは、各家庭に対して、約 1 週間分の食料の緊急用備蓄を推奨している（*ibid.*, p.4.）。

ただし、現在、各家庭は緊急用備蓄の構築を義務付けられてはいない。

## (2) 責任在庫の対象

責任在庫（補足的な責任在庫を除く。）の対象となる財は、連邦参事会により指定される（法第7条第1項、試訳は脚注（11）を参照）。食料分野<sup>(27)</sup>においては、食料令第1条（試訳は本稿末尾の附属資料2を参照）で、責任在庫の対象となる財として、砂糖、コーヒー、米、食用油及び食用脂（原料及び半製品を含む。）、穀物並びに飼料用のエネルギー含有作物及びたんぱく質含有作物を、具体的に指定している。

連邦経済・教育・研究省は、指定された財について、それぞれ需要充足の期間、数量等を定める（法第9条）<sup>(28)</sup>。2017年1月1日現在の、食料分野の指定品目、備蓄数量、需要充足の期間は、表のとおりである。

表 食料分野の責任在庫水準（2017年1月1日現在）

品目	備蓄数量	充足月数
砂糖	63,000 トン	3 か月
コーヒー	15,100 トン	3 か月
米	14,400 トン	4 か月
食用油／食用脂	33,300 トン	4 か月
軟質小麦（食用）	158,900 トン	4 か月
硬質小麦（食用）	31,500 トン	4 か月
軟質小麦（食用・飼料用兼用）	140,000 トン	3 か月
飼料用のエネルギー含有作物	148,700 トン	2 か月
飼料用のたんぱく質含有作物	67,900 トン	2 か月
窒素肥料（純窒素換算）	17,300 トン	1 栽培期間の3分の1

（注）軟質小麦は、菓子等を作る薄力粉の原料、硬質小麦は、パン等を作る強力粉の原料である。エネルギー含有作物、たんぱく質含有作物は、いずれも家畜飼料用の様々な作物の総称である。窒素肥料は、責任在庫によって1栽培期間の必要量の3分の1を賄い、残りの3分の2は、手持ちの肥料と農場からの家畜ふん尿で賄う。

（出典）“Pflichtlager Ernährung.” Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung HP <[https://www.bwl.admin.ch/bwl/de/home/themen/pflichtlager/pflichtlagersortiment/pflichtlager\\_ernaehrung.html](https://www.bwl.admin.ch/bwl/de/home/themen/pflichtlager/pflichtlagersortiment/pflichtlager_ernaehrung.html)> を基に筆者作成。

## (3) 責任在庫契約

責任在庫の対象となる財を輸入、生産、加工し又は初めてスイスに流通させる者は、連邦経済供給庁と責任在庫契約（Pflichtlagervertrag）を締結し、責任在庫を構築する義務を負う（法第7条第2項、第8条第1項及び第11条第1項<sup>(29)</sup>）。責任在庫契約の内容は各分野で統一されており（令第15条）、在庫させる財の種類・数量・所在地・在庫構築に要する費用とその調達方法等が規定

<sup>(27)</sup> 肥料の責任在庫の詳細については、食料令とは別に、「2017年5月10日の肥料の責任在庫保有に関する命令（Verordnung über die Pflichtlagerhaltung von Dünger vom 10. Mai 2017）」で規定している。

<sup>(28)</sup> 「第9条 需要充足、数量及び品質

連邦経済・教育・研究省は、連邦参事会が備蓄保有の下に置いた、生命のために特に重要な各財について、それぞれ、需要充足の期間又は数量及び品質を定める。」

<sup>(29)</sup> 「第11条 責任在庫

1 契約により備蓄保有の義務を負った企業は、在庫を構築しなければならない。」

される（法第 10 条）<sup>(30)</sup>。

取扱数量が小規模である等の理由から、供給の安全に僅かな寄与しかできないと見込まれる企業は、契約締結の義務を免除される（法第 8 条第 3 項）<sup>(31)</sup>。ただしその場合でも、後述する保証基金へ拠出を行う義務は課される（法第 16 条第 4 項）<sup>(32)</sup>。

#### (4) 責任在庫機構

責任在庫の対象となる財の各分野は、責任在庫の構築・運営等のため、分野毎に民事法上の組織（協会又は協同組合）を自主的に設立することができる。この組織を責任在庫機構（Pflichtlagerorganisation）という。2018 年 7 月末現在、穀物・食料・飼料に関する責任在庫機構として、レゼルヴェスイス（réservesuisse）が設立されている<sup>(33)</sup>。

責任在庫機構の任務は、同機構が所掌する部門の責任在庫の対象となる財について、連邦経済供給庁と企業との間の責任在庫契約を管理すること、責任在庫を構築する企業に補償を行うこと、後述する保証基金を管理すること（法第 16 条第 1 項）<sup>(34)</sup>、同機構自身が当事者として連邦経済供給庁と責任在庫契約を締結し責任在庫を構築すること、輸入業者に輸入許可を付与すること等である。食料分野の場合、責任在庫の対象となる財をスイスに輸入しようとする者は、予めレゼルヴェスイスから一般的輸入許可（Generaleinfuhrbewilligung: GEB）を受ける必要がある（食料令第 2 条）<sup>(35)</sup>。

#### (5) 保証基金

責任在庫に関連する費用や責任在庫機構の経費等を賄い、また、責任在庫の対象となる財の

<sup>(30)</sup> 「第 10 条 責任在庫契約

責任在庫契約では、特に次について規定する。

- a. 在庫させる財の種類及び数量
- b. 在庫させる財の保管、取扱い、監視、検査及び入替え
- c. 在庫の場所
- d. 資金調達及び保険
- e. 在庫費用並びに在庫保有の結果として発生する可能性のある価格上、重量上及び品質上の損失の補償
- f. 在庫義務の第三者への譲渡
- g. 保証基金（第 16 条）への拠出に参加する義務
- h. 万一の場合の違約金（第 43 条）」

<sup>(31)</sup> 食料分野では、例えば米の場合、暦年の輸入量が 1,000 トン未満の企業は契約締結義務を免除される（食料令第 5 条及び食料令別表第 3）。なお、本稿では食料令の別表部分の訳出は行っていない。

<sup>(32)</sup> 「第 16 条 保証基金の形成

- 1 経済部門が、在庫費用を補償し、在庫保有物品についての価格変動を調整するために、あらかじめ用途の決められた民間の特別財産（以下「保証基金」という。）を形成する場合、当該保証基金は、民間の責任団体により、かつ当該団体の財産から分離して運営されなければならない。
- 2 保証基金の形成、運営、調整及び廃止並びに民間の責任団体の定款は、連邦経済・教育・研究省の認可を必要とする。
- 3 責任在庫契約に従って、在庫義務を負う者が、保証基金の増額に参加し、責任団体の構成員になった場合、その者は、構成員として在庫義務を受け入れる義務を負う。
- 4 第 8 条第 3 項により責任在庫を構築することを免除されている在庫義務者は、他の企業と同一の方法で、保証基金の増額に参加しなければならない。
- 5 国内の食料及び飼料並びに種苗に対する保証基金への拠出金からの支出は、認められない。」

<sup>(33)</sup> 他の分野の責任在庫機構としては、アグリキュラ（Agricura: 肥料）、カルブラ（Carbura: 液体燃料）、プロビジオガス（Provisiogas: 天然ガス）、ヘルヴェキュラ（Helvecura: 医薬品）がある。

<sup>(34)</sup> 法第 16 条第 1 項にいう「民間の責任団体」とは、この責任在庫機構を指す。

<sup>(35)</sup> ただし、20kg以下の責任在庫の対象となる財の輸入には、一般的輸入許可を必要としない。

高騰等の価格変動リスク等に備えるため、当該の財を輸入、生産、加工し又は初めてスイスに流通させる者は、分野別に保証基金 (Garantiefonds) を構築している。

保証基金の財源は、関連する各企業による拠出金と輸入に際して責任在庫機構が徴収する拠出金<sup>(36)</sup>である。ただし、後者は貿易関連の国際協定に違背しないよう、上限額が定められることがある (法第 18 条)<sup>(37)</sup>。保証基金の運営は責任在庫機構が行い (法第 16 条第 1 項)、保証基金及びその責任団体としての責任在庫機構は、連邦経済供給庁の監督を受ける (法第 17 条第 1 項)<sup>(38)</sup>。

## (6) 補足的な責任在庫

連邦参事会が責任在庫の対象として指定しなかった「生命のために特に重要な財」に対しては、連邦経済供給庁は、企業と、指定した数量と品質で当該財の在庫を保有するよう契約を締結することができる (法第 14 条第 1 項)<sup>(39)</sup>。これを補足的な責任在庫 (ergänzende Pflichtlagerhaltung) という<sup>(40)</sup>。

## (7) 責任在庫の管理と放出

責任在庫契約に基づいて構築される在庫の所有権は企業に属し (法第 12 条第 1 項)<sup>(41)</sup>、連邦には属さない。換言すれば、現行のスイスの責任在庫制度は原則的に民間備蓄であり、連邦が自ら在庫を構築するのは、企業が在庫を構築できないか又は不十分な場合に限定されている (法第 15 条)<sup>(42)</sup>。定期更新された後の在庫物品に対しては、連邦が買い上げる等の措置は講じられないため、最終的には当該企業の通常の販売ルートで売却される<sup>(43)</sup>。

責任在庫は契約に基づいて行われるものであるため、その変更や廃止には連邦経済供給庁の

<sup>(36)</sup> 食料分野の場合、輸入企業は、当該財の輸入後に税関当局から保証基金への拠出金の請求通知を受け取り、当該通知の受領後 10 日以内に、拠出金を支払わなければならない。拠出金が支払われない場合、一般的輸入許可が撤回されることがある (réservesuisse, “Instructions for the import of rice for consumption (effective from 1 March 2018).” réservesuisse HP <[https://www.reservesuisse.ch/fileadmin/user\\_uploads/dokumente\\_pdf/Wegleitungen\\_Lebensmittel/Wegleitung\\_Reis\\_en\\_010318.pdf](https://www.reservesuisse.ch/fileadmin/user_uploads/dokumente_pdf/Wegleitungen_Lebensmittel/Wegleitung_Reis_en_010318.pdf)>)。

<sup>(37)</sup> 「第 18 条 国際的な義務の遵守

連邦参事会は、国際的な義務を遵守するため、輸入の際に当該輸入に伴って発生する保証基金への拠出金に対して、上限額を定めることができる。」

<sup>(38)</sup> 「第 17 条 監督

- 1 連邦経済供給庁は、保証基金及びその責任団体を監督する。
- 2 連邦経済供給庁は、保証基金の資金が目的にならないうち使用されず、又は徴収された拠出金と必要とされる資金との間に不均衡が存在する場合、必要な調整を行う。」

<sup>(39)</sup> 「第 14 条 補足的な責任在庫保有

- 1 企業は、連邦参事会が備蓄保有の下に置かなかった、生命のために特に重要な財を、指定された数量及び指定された品質により、在庫として保有するよう、連邦経済供給庁と取決めを行うことができる。」

<sup>(40)</sup> 2017 年 3 月 1 日現在、食料分野の補足的な責任在庫保有はない。他の分野では、ウラン燃料棒、止血剤、インシュリン、血液バッグシステム、ウイルス防護用マスク、検査用手袋、ポリエチレン及び各種添加剤、ポリスチレンについて、補足的な責任在庫が構築されている (“Pflichtlagersortiment.” Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung HP <<https://www.bwl.admin.ch/bwl/de/home/themen/pflichtlager/pflichtlagersortiment.html>>)。

<sup>(41)</sup> 「第 12 条 責任在庫の所有権

- 1 責任在庫物品は、責任在庫の保有者が所有していなければならない。」

<sup>(42)</sup> 「第 15 条 連邦の在庫保有

企業が、生命のために特に重要な財について備蓄を構築することができず、又は限定的にのみ構築することができる状況にある場合、連邦は独自の備蓄を構築することができる。」

<sup>(43)</sup> したがって、スイスの責任在庫制度は、備蓄物資を一定期間保管した後に販売する「回転備蓄方式」をとっているといえる。

書面による同意が必要である（法第 13 条第 1 項）<sup>(44)</sup>。ただしその放出は、連邦参事会の指示により行うことができる（法第 31 条第 2 項、試訳は脚注（12）を参照）。

## II スイスにおける飲料水の備蓄・供給制度

### 1 飲料水の特性

飲料水は次の 2 点で食料と異なる性質を有している。①食料が（例えば穀類とイモ類のように）相当程度まで相互に代替可能であるのに対し、飲料水は代替不能である<sup>(45)</sup>。②供給が途絶した場合に、人間の生存が危機に瀕するまでの時間が食料に比べて大幅に短い<sup>(46)</sup>。

このため、経済に関する国の供給法は、飲料水の供給について個別に 1 条を設けて規定し（法第 29 条）<sup>(47)</sup>、緊急時の飲料水供給についての詳細を規定する水供給令も、食料供給に関する命令とは別に定められている。

上記の特性を受けて、飲料水の場合、予防段階（平常時）においては、緊急時における飲料水供給の確保が目標とされている。また、供給が著しく混乱して介入段階に至った場合、レベル A においては、危機発生から 3 日目までの可能な限り最大量の飲料水の供給、レベル B においては、危機発生から 4～5 日目の 1 人 1 日当たり 4 リットル以上の飲料水の供給、レベル C においては、危機発生から 6 日目以降の 1 人 1 日当たり 15 リットル以上の飲料水の供給が、それぞれ目標とされている<sup>(48)</sup>。この介入段階の目標は、飲料水令第 4 条第 1 項（試訳は本稿末尾の附属資料 3 を参照）にも、最小量（Mindestmengen）として同一の内容で規定されている。

### 2 飲料水の供給リスク

スイスには現在、約 4,000 の水源と、4,830 の貯水施設がある<sup>(49)</sup>。相互に独立した水源が国の全域に散在し、降水のうち飲料水として直接使用される比率はごく一部に過ぎないことから、今後数十年間、全体としてのスイスの水供給量は十分に保証されると分析されている<sup>(50)</sup>。

しかし、病原体や有毒物質等による水質汚染、長期の干ばつ等の自然災害、停電や破壊活動

(44) 「第 13 条 責任在庫の変更及び廃止

1 責任在庫は、連邦経済供給庁の書面による同意によってのみ、変更し又は廃止することができる。ただし、第 31 条第 2 項 f 号にいう放出についてはこの限りではない。」

(45) Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung, *Bericht über die Gefährdungen der Landesversorgung 2017*, 2017, p.15. <[https://www.bwl.admin.ch/dam/bwl/de/dokumente/Dokumentation/publikationen/gefaehrungsanalyse\\_2017.pdf.download.pdf/Gefaehrungsanalyse%202017-genehmigt.pdf](https://www.bwl.admin.ch/dam/bwl/de/dokumente/Dokumentation/publikationen/gefaehrungsanalyse_2017.pdf.download.pdf/Gefaehrungsanalyse%202017-genehmigt.pdf)>

(46) 例えば、連邦経済供給庁のパンフレット「賢い方策—緊急用備蓄」には、「人間は、食料なしでも 30 日間生きられますが、水なしでは 3 日間しか生きられません。」という記述がある。Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung, *op.cit.*(26), p.5.

(47) 「第 29 条 水供給

連邦参事会は、深刻な欠乏状況を顧慮して、飲料水の供給確保に関する規則を制定することができる。」

(48) *op.cit.*(23) なお、飲料水の場合、食料とは異なり、レベル B よりレベル C の方が、飲料水の供給量が多くなっている。これは飲料水の特性と、全体としてのスイスの水供給量が十分に保証されていることを踏まえ、危機の継続期間の長さに応じてレベル設定がなされていることによる。

(49) Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung, “Was, wenn das Trinkwasser nicht mehr fließt?” *WL-INFO*, Sommer 2017, p.3. <[https://www.bwl.admin.ch/dam/bwl/de/dokumente/Dokumentation/publikationen/wl\\_info\\_sommer\\_2017.pdf.download.pdf/WL%20INFO\\_Sommer%202017.pdf](https://www.bwl.admin.ch/dam/bwl/de/dokumente/Dokumentation/publikationen/wl_info_sommer_2017.pdf.download.pdf/WL%20INFO_Sommer%202017.pdf)>

(50) Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung, *op.cit.*(45), p.16.

等により、特定の地域で飲料水の供給が途絶するリスクが存在している<sup>(51)</sup>。

特に、今日の水道事業は情報通信技術に大幅に依存している。通常、飲料水の供給は、①水源からの取水→②浄水処理→③輸送（導水）→④貯蔵→⑤配水・給水の5つのプロセスから構成されているが、このプロセスのうち、②の浄水処理は濾過や消毒の工程の制御について、また⑤の配水・給水はバルブ（弁）の作動について、それぞれ情報通信技術に大きく依存しており、手動での制御は今日では困難であるとされている<sup>(52)</sup>。このため、停電やサイバー攻撃等によって情報通信技術が機能しなくなった場合にも、飲料水の供給は脅かされることになる。

現在、スイスの飲料水供給は、2,500以上の水道事業者により行われているが、その大部分は小規模企業又は零細企業である。多くの水道事業者がインフラストラクチャーの更新に必要な財源を十分に保有しておらず、また、その情報通信技術（SCADAシステム）<sup>(53)</sup>は脆弱である。今後は、水資源の保護、サイバーリスクへの対応や地域的な水資源のネットワーク化促進等による水供給の回復力（レジリエンス）の増大、専門化の促進等が、飲料水供給に関して優先的に対応すべき課題とされている。<sup>(54)</sup>

### 3 飲料水令の概要と家庭における飲料水の緊急用備蓄

#### (1) 飲料水令の概要

現行の飲料水令は、1992年1月1日から施行されている。その目的は、緊急時（自然災害、原子力発電所の事故、破壊活動、軍事上の行為等により、飲料水の供給が著しく脅かされ、制限され又は実現不可能に陥った場合）において、飲料水の供給を確保することにある（飲料水令第1条及び第3条）。

緊急時における飲料水の供給を確保する責任は、邦にある（飲料水令第5条第1項）。邦は、ある地域に対して、緊急時における飲料水の供給を確保すべき基礎的自治体を指定し（飲料水令第5条第2項）、水道事業者（水供給施設の所有者）との飲料水供給契約の締結等の権限を、当該の基礎的自治体に委譲することができる。

邦、基礎的自治体、水道事業者は、緊急時において、飲料水令第4条第1項で規定する最小量（上述。ただし、病院、社会福祉施設、生命のために特に重要な財を生産する企業に対しては、異なる最小量が規定されている。）の飲料水の供給を確保する義務を負う。

このほか、邦は、水供給施設や緊急時における飲料水の供給に適した水源等についての財産目録の作成と更新（飲料水令第8条）等を行う。また水道事業者は、緊急時における飲料水供給を確保するための実施計画を策定し、関係資料を準備し（飲料水令第11条及び第12条）、職員を教育し（飲料水令第14条）、緊急時に必要な予備資材等を確保し（飲料水令第15条）、緊急時の水源確保、水供給施設の保安等の措置を講じる（飲料水令第16条）。

飲料水令は、以上の措置を通じて、①通常の飲料水供給を可能な限り長期間維持すること、

(51) *ibid.*, pp.16-18. 同資料ではこのほか、長期的な水供給のリスクとして、住宅地域の拡大等に伴う水源保護地域の減少、人口増や経済活動の拡大に伴う水需要の拡大、気候変動等を挙げている。

(52) Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung, *op.cit.*(49), pp.2-3.

(53) SCADAシステム（Supervisory Control And Data Acquisition. 監視、制御及びデータ収集システム）とは、地理的に分散した制御対象の設備を広域ネットワーク経由で遠隔集中監視するシステムのことである（情報処理推進機構セキュリティセンター『2010年度 制御システムの情報セキュリティ動向に関する調査報告書』2011, p.6. <<https://www.ipa.go.jp/files/000025095.pdf>>）。

(54) Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung, *op.cit.*(45), pp.16-18; Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung, *op.cit.*(49), pp.2-3.

②発生した供給障害を迅速に除去すること、③生存のために必要な飲料水を常に確保することを目的としている（飲料水令第1条）。

## (2) 家庭における飲料水の緊急用備蓄

飲料水令第4条第1項a号では、水道事業者に対して、飲料水の供給危機の発生から3日間についても、可能な量の水供給を行うよう規定している。しかし、これは供給量を明記していない努力義務的な規定であり、供給危機の発生後3日間の飲料水供給は、各個人の自助努力に委ねられている。

家庭の緊急用備蓄について紹介した連邦経済供給庁のパンフレット「賢い方策—緊急用備蓄」では、1人につき「1.5リットルボトルのミネラルウォーター6本入りパックを1つ」という、3日間分の飲料水<sup>(55)</sup>の緊急用備蓄を各家庭で保有するよう推奨している<sup>(56)</sup>。

しかし、現実には多くの世帯が、この飲料水の緊急用備蓄推奨量を保有していない。このため連邦経済供給庁では、スイスミネラルウォーター・ソフトドリンク生産者協会（Verband Schweizerischer Mineralquellen und Soft-Drink-Produzenten）と覚書を締結し、緊急時には、連邦経済供給庁の発議により、同協会が迅速にボトル入りミネラルウォーターを供給するよう、準備を行っている<sup>(57)</sup>。

## おわりに

以上のように、今日では、食料や飲料水の供給は、当該の財が十分に存在しているだけでは実現できず、併せて電力、物流、情報通信技術等の「生命のために特に重要なサービス」を確保することにより、初めて達成することができる。2016年にスイスの安定供給対策の根拠法が全面改正された理由の1つには、従来の法では、サービスの供給を財の供給と並行させて、安定供給対策の主たる対象として位置付けるのが困難であるという事情があった<sup>(58)</sup>。

また、グローバル経済の進展は、世界の他の地域で局地的に発生した供給の混乱が、自国における財の供給を脅かすリスクを高めている。加えて、気候変動や人口増大等も、新たな供給リスクの要因として算入していく必要がある。

飲料水も含めた食料の安定供給対策は伝統的な政策課題であるが、その具体的な制度の在り方は、上述の新たな要因や生活習慣の変化（例えば、外食への依存の高まり）等を踏まえ、不断に調整していく必要がある。近年におけるスイスの安定供給対策法令の改正は、そうした調整の取組の1つを示すものであるといえよう。

<sup>(55)</sup> 飲食用の飲料水の分量であり、衛生保持等、他の目的に使用する水はこの分量に含まれていない。

<sup>(56)</sup> Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung, *op.cit.*(26), p.5.

<sup>(57)</sup> “Trinkwasser.” Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung HP <<https://www.bwl.admin.ch/bwl/de/home/the-men/lebensmittel/trinkwasser.html>>; Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung, *op.cit.*(49), p.5.

<sup>(58)</sup> 樋口 前掲注(3), p.60.

## 附属資料 1：2017 年 5 月 10 日の経済に関する国の供給に関する命令の翻訳

スイス連邦参事会は、  
2016 年 6 月 17 日の経済に関する国の供給に関する連邦法（法）に基づいて、  
次のとおり命令する。

### 第 1 章 経済に関する国の供給の組織

#### 第 1 節 一般規定

##### 第 1 条 階層上の従属関係

経済に関する国の供給の組織は、連邦経済・教育・研究省（WBF）の管轄下に置かれる。

##### 第 2 条 組織

- 1 経済に関する国の供給代表者（以下「代表者」という。）は、兼職で、組織の長を務める。
- 2 代表者の下には次の組織が置かれる。
  - a. 常勤のスタッフ組織としての連邦経済供給庁（BWL）
  - b. 専門家領域（第 7 条第 3 項）
  - c. 経済に関する国の供給の任務を遂行する限りでの、その他の連邦官庁（第 8 条第 1 項）
- 3 専門家領域は、その任務を遂行するため、常勤の事務所員を裁量で置くことができる。
- 4 事務所員は、管理上は連邦経済供給庁に編入されるが、各専門家領域の長の命に従う。
- 5 各専門家領域の長は、事務規則を作成し、代表者に当該規則を提出して同意を得る。

##### 第 3 条 幹部構成員の任命

- 1 連邦経済・教育・研究省は、代表者の提案に基づいて、各専門家領域の長を任命する。
- 2 代表者は、次の者を任命する。
  - a. 各専門家領域の長に対して、その代理者
  - b. 各専門家領域の組織単位の長
- 3 各専門家領域の長は、当該専門家領域のこれ以外の構成員を任命する。長は、組織単位の長にこれを委任することができる。

##### 第 4 条 幹部構成員の報酬

- 1 連邦経済・教育・研究省は、連邦財務省に聴取した後、連邦により雇用されていない幹部構成員の金銭上の報酬について規定する。

#### 第 2 節 実施機関の任務

##### 第 5 条 代表者の任務

- 1 代表者は、経済に関する国の供給の組織の目標及び優先順位を定める。代表者は、実施機関の活動を調整し、当該機関に指示を行う。
- 2 代表者は、経済に関する国の供給に関する諸機関、経済界の団体及び企業間の連携を確保する。
- 3 代表者は、連邦経済供給庁及び専門家領域の組織を定める。各専門家領域の長は、事前に聴



取されなければならない。

## 第6条 連邦経済供給庁の任務

- 1 連邦経済供給庁は、次の権限を有する。
  - a. 立法作業の指揮及び調整
  - b. 法律及び施行規則により経済界の組織又は専門家領域に委任されていない限り、処分の発令
  - c. 法第46条第1項及び第3項<sup>(59)</sup>による処分に対する不服申立ての処理及び法的争訟の指揮
  - d. 責任在庫制度
  - e. 経済に関する国の供給の全ての資金及び管理運営上の事項
  - f. 広報活動
  - g. 経済に関する国の供給の措置の計画
  - h. 経済に関する国の供給に参加する者の教育
  - i. 他の連邦官庁、特に軍、国民保護及びその他の安全保障政策機関との協力の調整
  - j. 経済に関する国の供給の領域における国際的な事項の調整
  - k. 邦及び経済界の団体による措置の準備及び実施についての監視
- 2 同庁は、特に管理運営上のサービス及び情報提供により、専門家領域を支援する。

## 第7条 専門家領域の任務

- 1 専門家領域は、次の権限を有する。
  - a. 経済に関する国の供給に対する、経済の専門知識及び経験並びに経済的関係の提供と使用
  - b. 専門知識の仲介
  - c. 定期的な状況の評価
  - d. 経済に関する国の供給の組織の指示及び措置に関する準備並びに実施
- 2 同領域は、経済に関する国の供給の動向を常時監視し分析する。
- 3 次の専門家領域に対しては、次の所管事項が適用される。
  - a. 食料：食品及び農業生産手段<sup>(60)</sup>
  - b. エネルギー：化石燃料、電気、木質燃料及び飲料水
  - c. 医薬品：人の医療及び獣医療のための医薬品
  - d. 物流：陸上輸送、水上輸送、航空輸送及び物流システム
  - e. 産業：産業上の補助材料、特に包装資材
  - f. 情報通信：データ通信、データセキュリティ及びデータの可用性

<sup>(59)</sup> 「第46条 不服申立て

1 経済界の組織（第60条）の処分に対しては、連邦経済供給庁に不服申立てを行うことができる。

2 邦の最終的な所管部局の処分に対しては、連邦行政裁判所に不服申立てを行うことができる。

3 第31条から第33条又はそれに基づく施行規則による処分に対する不服申立ては、5日以内に提出しなければならない。当該の不服申立てにはいかなる延期効力もない。

4 その他の不服申立て手続は、連邦司法に関する一般規則に従う。」

<sup>(60)</sup> 肥料等。

## 第8条 連邦官庁

- 1 代表者は、経済に関する国の供給の任務を、次の連邦官庁に委託することができる。
  - a. 経済事務局
  - b. 連邦農業庁
  - c. 連邦保健庁
  - d. スイス医薬品庁
  - e. 連邦食品安全・獣医庁
  - f. 軍薬剤廠
  - g. 連邦税関
  - h. 連邦環境庁
  - i. 連邦交通庁
  - j. 連邦道路庁
  - k. 連邦民間航空庁
  - l. 連邦通信庁
  - m. 連邦エネルギー庁
  - n. 連邦情報技術制御機構
  - o. 価格監視官
- 2 第1項の官庁が経済に関する国の供給の任務を負う限り、当該官庁は専門家領域と同等に扱われ、代表者に従属する。
- 3 代表者は、協力を得るために、その他の連邦官庁を動員することができる。

## 第9条 邦

- 1 邦は、連邦から委任された任務の実施のため、時宜を得た準備をする。連邦経済・教育・研究省は、邦の政府に、相応の指示を与える。
- 2 連邦経済供給庁は、邦の準備に際して、邦を支援する。ただし、同庁はいかなる連邦の給付も取り次がない。

## 第2章 実施機関の準備措置

### 第10条 連邦経済供給庁の準備措置

- 1 連邦経済供給庁は、経済に関する国の供給に対するリスク評価を行うため、必要なデータを収集する。同庁は、生命のために特に重要な財及びサービスのうち選び出したものについて、供給状態、費用構造、価格付けを分析する。
- 2 同庁は、責任在庫によって十分な備蓄を確保することができない場合、製造企業、倉庫保管企業及びサービス企業との協定の締結又は特別な指示により、相応する保証を調達する。
- 3 同庁は、次の事項を制御し、調整し、監督する。
  - a. 経済に関する国の供給の任務の遂行に参加する経済界の組織、民間の責任団体及びその他の者の活動
  - b. 経済に関する国の供給の任務の遂行のために投入される連邦資金の使用
- 4 同庁は、国際的な交通における輸送手段のため、他の連邦官庁と活動を調整し、当該官庁と協力して、必要な保護措置及び安全措置を講じる。

- 5 同庁は、経済に関する国の供給について、一般公衆に通知する。
- 6 同庁は、専門家領域及び第8条第1項の関係する連邦官庁と協力して、経済に関する国の供給の利益のため、国家間の協定を準備する。

#### 第11条 専門家領域の準備措置

- 1 専門家領域は、生命のために特に重要な財の分配、消費、使用及び製造並びに生命のために特に重要なサービスの提供に対する介入措置を準備する。同領域は、当該措置に対して必要な準備を行う。同領域は、供給の任務を引き受ける第8条第1項の連邦官庁と、その活動を調整する。
- 2 同領域は、その任務を遂行するために必要な経営資源及び労働力が使用可能であるように取り計らう。
- 3 同領域は、国際機関においてその利益を代表することができる。

#### 第12条 統計調査

連邦経済供給庁及び専門家領域は、その任務を遂行するため、必要な統計調査を実施することができる。同人はその際に、連邦統計庁と協力して業務を行う。

#### 第13条 情報に関する権利

連邦経済供給庁及び専門家領域は、この命令による任務を遂行するため、民間及び官庁に、情報提供並びに公文書及びその他の文書、特に帳簿、書簡、電子データ、請求書の引渡しを要求する権限を有する。

### 第3章 備蓄

#### 第1節 責任在庫

#### 第14条 原則

- 1 連邦参事会が備蓄保有の下に置いた、生命のために特に重要である財は、責任在庫保有の対象となる。
- 2 補足的な責任在庫（法第14条）に対しては、この節の規定を準用する。

#### 第15条 責任在庫契約

連邦経済供給庁は、個々の経済部門に対して、統一的な内容の責任在庫契約を締結する。

#### 第16条 前提条件

- 1 責任在庫の保有者は、次のいずれも満たしていなければならない。
  - a. スイスの領土内又は関税領域内に居住していること。
  - b. 2007年10月17日の商業登記簿令の規定の条件の下で、商業登記簿に登録されていること。
- 2 責任在庫の保有者は、その営業部門が永続的に活動中でなければならない。ただし、責任在庫の在庫保有業務を主に営む企業はこの限りではない。
- 3 責任在庫の保有者は、在庫の場所毎に、在庫の現在高並びに物品の入荷及び出荷に関して、数量を帳簿に記帳しなければならない。

## 第 17 条 第三者への委任

責任在庫契約で、責任在庫の保有者がその在庫の義務について次に掲げる権利を有することを規定することができる。

- a. 第三者に委託すること。
- b. 責任在庫機構（法第 16 条第 1 項）の任務に関して、主に責任在庫によって在庫保有業務を営む団体に委託すること。

## 第 18 条 責任在庫への融資

- 1 連邦経済供給庁は、責任在庫の保有者が低金利で信用調達するのを可能にする措置を講じる。
- 2 連邦により保証された借入れを受けようとする責任在庫の保有者は、銀行のために約束手形を振り出す。
- 3 借入金は、責任在庫の財の価値の 90 パーセントを超過してはならない。当該の財の価値は、基礎価格<sup>(61)</sup>に基づいて計算される。
- 4 基礎価格が市場価格よりも明らかに低い場合、借入金は、財の価値の 100 パーセントまでの金額とすることができる。

## 第 19 条 責任在庫契約の解約告知

- 1 責任在庫の保有者は、毎年、3 か月間の解約告知期間を設けて、暦年末又は取り決められた時点で、連邦経済供給庁との契約を解約することができる。
- 2 連邦経済供給庁は、責任在庫契約を次のいずれかの時点で解約することができる。
  - a. 毎年、3 か月間の解約告知期間を設けて、暦年末又は取り決められた時点
  - b. 公益上、個別の規定の変更又は補足を必要とする場合には、3 か月間の解約告知期間を設けて、いつでも
  - c. 責任在庫の保有者が、重大な点で契約に違反し、かつ、当該違反の性質が、当該の責任在庫の保有者が当該契約を遵守することを最早保証しないとみなすことができる場合には、直ちにいつでも
- 3 責任在庫契約は、双方の合意により、いつでも解約することができる。
- 4 責任在庫契約の解約の場合には、輸入の権利は、それが他の義務により生じたものでない限り失われる。

## 第 20 条 情報提供の義務

連邦税関及びスイス医薬品庁は、連邦経済供給庁及び輸入許可の付与又は在庫義務の登録を依頼された団体が、必要な許可データ及び輸入データ、特に関税申告及び租税申告を、適切な形態で自由に使えるように提供する。

## 第 2 節 責任在庫の放出

### 第 21 条

- 1 連邦経済・教育・研究省は、差し迫った深刻な欠乏状況の場合のため、又は存在している深刻な欠乏状況の場合に、責任在庫の放出を命じることができる。

---

(61) 基礎価格（Basispreis）とは、責任在庫の構築の原価に相当する価格であり、各責任在庫機構が定める。

- 2 同省は、経済界の関係する組織の意見を聴取した上で、放出を定められた要件にかかわらず、また、技術上及び管理上の条件と結び付けることができる。
- 3 連邦経済供給庁は、個々の事例ごとに責任在庫の所有者と一致して放出を決定する。同庁は、当該決定のために、関係する経済界の団体を招集する。

### 第3節 保証基金

#### 第22条 認可

- 1 責任在庫機構により保証基金が設立され、当該基金に結びつく任務が民間の責任団体に委任される場合、いかなる原則により拠出金を徴収し、在庫費用を賄うため及び責任在庫の物品の価格変動を調整し償却するための責任在庫の所有者への補償を行うかを、当該責任団体の定款により確定しておかなければならない。
- 2 民間の責任団体は、連邦経済供給庁に、次のことについて理由を明示した申請を行い、承認を得なければならない。
  - a. 連邦経済・教育・研究省が認可した定款に基づく、構成員の権利及び義務を規律する規定
  - b. 保証基金への拠出金についての決定
- 3 申請の認可は、処分により行われる。

#### 第23条 監視

- 1 保証基金及びその類似施設は、少なくとも年に一度、独立の監査機関又は検査機関による検査を受けなければならない。
- 2 監査機関又は検査機関は、検査の範囲及び結果について、毎年、連邦経済供給庁に報告しなければならない。
- 3 連邦経済供給庁は、次の事項について検査する。
  - a. 保証基金及びその類似施設の資金が、適切に使用されているか否か
  - b. 徴収された拠出金が、必要な資金に対して適当な比率であるか否か
- 4 資金が適切に使用されていない場合又は拠出金が必要な資金に対して適当な比率でない場合、連邦経済供給庁は、関係する民間の責任団体に、必要な調整を行うよう要求する。

#### 第24条 保証基金への拠出金に対する許容最高額の決定

連邦経済・教育・研究省は、特に砂糖、食用脂、食用油、穀物及び耕種作物の種子に対して、金額が定められた保証基金への拠出金の許容最高額を決定する。

#### 第25条 任務実施の委任

- 1 連邦経済・教育・研究省は、いかなる実施任務を、保証基金を管理する民間の責任団体に委任するかを定める。同省は、当該の責任団体に事前に聴取する。
- 2 連邦経済供給庁は、民間の責任団体と履行に関する取決めを締結することができる。
- 3 同庁は、実施を監督する。

### 第4節 任意の備蓄保有

#### 第26条 任意に構築される備蓄

- 1 任意に構築される備蓄は、経済に関する国の供給の組織の機関とのいかなる契約上の取決めに服さない。
- 2 当該備蓄の使用は、一般的な管理規定に従って行われる。
- 3 法第 31 条<sup>(62)</sup>による介入措置は、留保される。

## 第 27 条 緊急用備蓄

- 1 連邦経済供給庁は、必需品について緊急用備蓄を構築するよう、住民に定期的に通知する。
- 2 自己消費用に指定された世帯及び個人の備蓄は、介入措置の枠内においても、当該物品を入手するための要求を確定する際に、考慮に入れてはならない。

## 第 4 章 責任在庫の取戻権及び質権

### 第 1 節 一般規定

#### 第 28 条 取戻権及び質権の効力

- 1 取戻権及び質権は、全ての責任在庫の物品に対して適用される。ただし、契約で定められた品質及び数量により決められる。
- 2 当該物品が、契約で定められた品質又は数量で存在していない場合、当該責任在庫の保有者が所有する同一種類の他の全ての物品は、その所在地、種類、品質、由来及び関税率表番号にかかわらず、責任在庫の一部とみなされる。
- 3 責任在庫が最早存在していない場合、責任在庫の保有者の場合によっては発生する賠償請求権がそれに代わる。ただし、その際には、従前の責任在庫の範囲及び価値により決められる。

#### 第 29 条 質権の成立

- 1 連邦は、責任在庫又は賠償請求権について第一順位の質権を有する。
- 2 当該の権利又は請求権は、執行公署が次の時点で発生する。
  - a. 差押えによる強制執行に当たり、責任在庫の物品又は賠償請求権を差し押さえたとき。
  - b. 責任在庫の物品の質権の実行による換金又は賠償請求権による強制執行に当たり、支払命令を送達したとき。

### 第 2 節 破産の際の取戻権

#### 第 30 条 債権の届出

- 1 連邦経済供給庁又は第三者企業は、出願期間内に、次の事項を破産処理担当官庁に届け出る。
  - a. 同庁又は同企業が責任在庫の保有者への貸主に保証の枠内で提供しなければならない給付の払戻しに対する債権
  - b. 責任在庫の保有者の取戻請求権及び移転された賠償請求権
- 2 同時に、連邦経済供給庁又は第三者企業は、責任在庫の物品の価額によって補填されないと見込まれる債権の部分を、破産処理担当官庁に告知する。

#### 第 31 条 財産目録

責任在庫に対する連邦又は第三者企業の所有権に基づく請求権並びに連邦又は第三者企業に

<sup>(62)</sup> 前掲注<sup>(12)</sup> 参照。

移行した賠償請求権は、財産目録に掲載される。

### 第 32 条 責任在庫の継承及び換金

- 1 連邦経済供給庁又は第三者企業は、同庁又は第三者企業が責任在庫を継承するか若しくは自ら換金するつもりであるか又は当該責任在庫が換金されるべきであるか否かを、破産処理担当官庁に届け出る。
- 2 連邦経済供給庁又は第三者企業が責任在庫を自ら換金する場合には、同人は破産処理担当官庁に、予定される換金方法を通知する。換金に際しては、可能な限り高い収益が達成されなければならない。
- 3 連邦経済供給庁又は第三者企業は、当該責任在庫の管理及び換金に関する費用を控除し、保証基金に対する債務を履行した後の剰余額を、破産処理担当官庁に送金する。
- 4 連邦経済供給庁又は第三者企業は、破産処理担当官庁に、決算書を提出する。

### 第 33 条 配当

- 1 責任在庫の換金後、破産処理担当官庁は、第 34 条第 2 項による順序で、債権者に収益を分配する。
- 2 連邦経済供給庁又は第三者企業が、責任在庫を換金することなく継承する場合、破産処理担当官庁は、査定を行う。当該官庁は、必要な場合には専門家を招集し、連邦経済供給庁又は第三者企業に、査定に参加する機会を与える。査定された価額は、換金益に代わるものとする。

### 第 34 条 破産債権者表

- 1 破産処理担当官庁は、占有質で保証された債権を下位区分として、責任在庫に対する質又は類似の優先権付きの債権を、破産債権者表に取りまとめる。
- 2 当該債権は、次の順序で弁済される。
  - a. スイス債権法第 485 条にいう留置権付きの在庫保有者の債権
  - b. 認められた債権額を考慮に入れた、連邦経済供給庁又は第三者企業の届け出られた債権
  - c. 連邦経済供給庁又は第三者企業の請求権に劣後する優先権付きの保証基金及び類似の施設の債権
  - d. 上述の請求権に劣後する質権又は留置権付きのその他の債権者の債権

### 第 35 条 別除権者の債権

- 1 連邦経済供給庁又は第三者企業の別除権者の債権は、受領した担保による弁済額と、換金の結果又は場合によっては発生する賠償請求権から管理及び換金の費用を差し引いた金額との差額に相当する。
- 2 当該の別除権者の債権は、取戻権についての指摘を付して、特権を有しない債権者区分に位置付けられる。

## 第 3 節 遺産手続における取戻し

### 第 36 条 債権の届出及び財産目録

- 1 連邦経済供給庁又は第三者企業は、届出期間内に、その請求権を管財人に届け出る<sup>(63)</sup>。

2 財産目録の作成に対しては、第 31 条を準用する。

### 第 37 条 取戻請求権の決定

- 1 管財人は、処分の形式で、取戻請求権の承認又は棄却についての決定を行う。
- 2 棄却処分に対しては、遺産裁判所に訴えを起こすことができる。

### 第 38 条 責任在庫の継承及び換金

責任在庫の継承及び換金の手続については、第 32 条及び第 33 条を準用する。

### 第 39 条 別除権者の債権

- 1 別除権者の債権は、第 35 条第 1 項により算定する。当該債権に関して、連邦経済供給庁又は第三者企業は、遺産契約に参加する。
- 2 遺産契約の締結の時点で別除権者の債権が正確に決定することができない場合、管財人は査定を行う。管財人は、必要な場合には専門家を招集し、連邦経済供給庁又は第三者企業に、査定に参加する機会を与える。

## 第 4 節 緊急支払猶予又は破産による支払停止の場合の取戻し

### 第 40 条

- 1 緊急支払猶予又は破産による支払停止の場合には、第 36 条から第 39 条を準用する。
- 2 遺産手続官庁又は破産裁判所は、直ちに、連邦経済供給庁又は第三者企業に、当該の緊急支払猶予又は破産による支払停止を通知しなければならない。
- 3 連邦経済供給庁又は第三者企業は、20 日以内に、その請求権を破産裁判所又は管財人に届け出る。

## 第 5 節 差押え又は質権の実行による換金の場合の連邦の質権

### 第 41 条 責任在庫の保有者の届出義務

責任在庫の保有者は、次の場合には直ちに、執行公署に、責任在庫の拘束について届け出る。

- a. 差押えによる強制執行に当たり、責任在庫の物品又は賠償請求権が差し押さえられたとき。
- b. その責任在庫の物品の質権の実行による換金又は賠償請求権による強制執行に当たり、支払命令が送達されたとき。

### 第 42 条 執行公署の届出義務

執行公署は、連邦経済供給庁に、差押え又は質権の実行による換金による強制執行の開始を届け出る。

### 第 43 条 債権の届出

連邦経済供給庁又は第三者企業は、第 42 条にいう届出を受領した翌日から 10 日以内に、執

63) この条文では、“Eingabefrist” と “melden” のいずれの語に対しても「届出期間」「届け出る」と同一の訳語を充てている。



行公署に、担保による債権並びに責任在庫及び責任在庫の保有者の場合によっては発生する賠償請求権に対する質権が存在する旨を通知する。

#### 第 44 条 配当

第 34 条 a から d までによる債権は、質権者の債権に優先する。

### 第 5 章 最終規定

#### 第 45 条 実施

連邦経済・教育・研究省、連邦経済供給庁及び専門家領域は、この命令を実施する。

#### 第 46 条 他の法令の廃止

次の法令は廃止される。

1. 1983 年 7 月 6 日の国の供給の組織令
2. 経済に関する国の供給の準備措置に関する 2003 年 7 月 2 日の命令
3. 1983 年 7 月 6 日の備蓄保有令
4. 責任在庫に対する連邦の取戻権及び質権に関する 1983 年 7 月 6 日の命令
5. 法人、人的会社及び個人会社に対する場合によっては発生する保護措置に関する 1957 年 4 月 12 日の連邦参事会決定
6. 法人、人的会社及び個人会社に対する場合によっては発生する保護措置に関する連邦参事会決定のための 1957 年 4 月 12 日の施行令
7. 法人、人的会社及び個人会社に対する場合によっては発生する保護措置に関する連邦参事会決定のための 1957 年 4 月 30 日の料金表
8. 場合によっては発生する措置による有価証券及び類似の証書の保護に関する 1957 年 4 月 12 日の連邦参事会決定

#### 第 47 条 発効

この命令は、2017 年 6 月 1 日から施行する。

#### 出典

・ Verordnung über die wirtschaftliche Landesversorgung (VWLTV) vom 10. Mai 2017 (Stand am 1. Juni 2017). Bundesrat HP  
<<https://www.admin.ch/opc/de/classified-compilation/20170044/201706010000/531.11.pdf>>

## 附属資料 2：2017 年 5 月 10 日の食料及び飼料の責任在庫保有に関する命令の翻訳

スイス連邦参事会は、  
2016 年 6 月 17 日の経済に関する国の供給に関する連邦法第 7 条第 1 項、第 8 条第 2 項、第 57 条第 1 項及び第 60 条第 2 項に基づいて、  
次のとおり命令する。

### 第 1 章 一般規定

#### 第 1 条 原則

国の供給を確保するため、次の食料は、責任在庫保有の下に置かれる。

- a. 砂糖
- b. コーヒー
- c. 米
- d. 食用油及び食用脂（原料及び半製品を含む。）
- e. 穀物並びに飼料用のエネルギー含有作物及びたんぱく質含有作物

#### 第 2 条 輸入許可を受ける義務

- 1 別表第 1 から別表第 5 までに掲げる物品を輸入しようとする者は、一般的輸入許可を必要とする。
- 2 一般的輸入許可は、レゼルヴェスイス協同組合（以下「レゼルヴェスイス」という。）によって与えられる。
- 3 一般的輸入許可は、次のいずれかの義務を負う輸入業者に与えられる。
  - a. 責任在庫契約を締結すること。
  - b. 相応の責任在庫契約から生じるのと同額の金銭的な給付を、レゼルヴェスイスに提供すること。
- 4 20 キログラム以下の数量は、一般的輸入許可なしで輸入することができる。

#### 第 3 条 一般的輸入許可の拒否及び剥奪

レゼルヴェスイスは、次のいずれかの場合には、輸入業者への一般的輸入許可を拒否し、又は輸入業者から一般的輸入許可を剥奪することができる。

- a. 輸入業者が、その一般的輸入許可に結びついている要件を満たさず又はそれに違反した場合
- b. 第 2 条第 3 項 b 号の義務を満たさず又はそれに違反した場合

#### 第 4 条 監督

連邦経済供給庁（BWL）は、一般的輸入許可の付与、剥奪及び拒否を監督する。

#### 第 5 条 契約義務の免除

暦年につき、別表第1から別表第4までに掲げる限度数量未滿を輸入する輸入業者は、相応の責任在庫契約から生じると同額の金銭的な給付をレゼルヴェスイスに提供した場合、責任在庫契約の締結を免除される。

#### 第6条 責任在庫の範囲及び備蓄財の品質要件

- 1 連邦経済・教育・研究省（WBF）は、関係する業界に聴取した後、次を決定する。
  - a. いかなる財を責任在庫保有として備蓄しなければならないか
  - b. 責任在庫の範囲及び備蓄財の品質要件
  - c. 個別の保有者の責任在庫の規模を定める算定根拠
  - d. 代理責任在庫及び共同責任在庫の規模
- 2 代理責任在庫は、責任在庫の保有者が、その在庫保有義務を第三者に委任する場合に生ずる。
- 3 共同責任在庫は、責任在庫の保有者が、その在庫保有義務を、その主たる業務が責任在庫機構（法第16条第1項参照）の委託を受けて責任在庫に関する在庫保有業を営むことである団体に委任する場合に生ずる。

#### 第7条 官庁の相互協力

連邦税関は、別表第1から別表第5までに掲げる物品の通関データをレゼルヴェスイスに通知する。

#### 第8条 監督

- 1 責任在庫の監督は、レゼルヴェスイスの任務とする。連邦経済供給庁は、必要な指示を発する。
- 2 連邦経済供給庁は、共同責任在庫を監督し、それに関してレゼルヴェスイスの専門家を招集する。

#### 第9条 争いのある場合の解決

連邦経済供給庁は、争いのある場合、レゼルヴェスイスの報告書に基づいて、処分により次の事項について決定する。

- a. 責任在庫契約を締結する義務の有無
- b. 責任在庫を構築する時点
- c. 在庫義務の廃止

### 第2章 穀物に対する特別規定

〔2018年1月10日の改正後の規定（2018年3月1日施行）〕

#### 第2章 穀物及び飼料に対する特別規定

#### 第10条 在庫義務

1 別表第5の第1に定める穀物を輸入し、又は初めて国内に流通させた者は、在庫義務を負う。

〔2018年1月10日の改正後の規定（2018年3月1日施行）〕

1 次の者は、在庫義務を負う。

- a. 別表第5の第1に定める穀物を輸入し、又は初めて国内に流通させた者
  - b. 別表第5の第2に定める飼料を輸入し、又は初めて国内に流通させた者
- 2 「国内」とは、スイスの国家領域及び同一関税地域をいい、関税除外地域を含まない。
- 3 関税地域の外側に位置する国境地帯で生産された輸入穀物は、国内産品と同一に扱われる。
- 4 暦年につき、別表第5の第3に掲げる限度数量未滿を輸入し、又は初めて国内に流通させる輸入業者及び製粉業者は、在庫義務を負わない。

[2018年1月10日の改正後の規定(2018年3月1日施行)]

- 4 暦年につき、別表第5の第3に掲げる限度数量未滿を輸入し、又は初めて国内に流通させる輸入業者、製粉業者及び加工業者は、責任在庫契約を締結する義務を免除される。

### 第11条 届出義務

- 1 別表第5の第1に定める物品を輸入し、又は初めて国内に流通させる、在庫義務を負う製粉業者は、直ちにその旨をレゼルヴェスイスに通知しなければならない。
- 2 在庫義務を負う製粉業者は、流通させる物品の種類及び量について、定期的にレゼルヴェスイスに報告しなければならない。連邦経済供給庁は、必要な指示を発する。
- 3 レゼルヴェスイスは、責任在庫契約の締結、変更又は終了の際に、第2項による報告書の内容について、連邦経済供給庁に通知する。

[2018年1月10日の改正後の規定(2018年3月1日施行)]

### 第11条 届出義務

- 1 別表第5の第1に定める物品を初めて国内に流通させる製粉業者は、直ちにその旨をレゼルヴェスイスに通知し、流通させる物品の種類及び量について、定期的にレゼルヴェスイスに報告しなければならない。
- 2 別表第5の第2に定める物品を初めて国内に流通させる飼料の加工業者は、直ちにその旨をレゼルヴェスイスに通知し、流通させる物品の種類及び量について、定期的にレゼルヴェスイスに報告しなければならない。
- 3 レゼルヴェスイスは、責任在庫契約の締結、変更又は終了の際に、第1項及び第2項による報告書の内容について、連邦経済供給庁に通知する。
- 4 連邦経済供給庁は、必要な指示を発する。

## 第3章 最終規定

### 第12条 命令の実施及び別表の改正

- 1 連邦経済供給庁及び連邦税関は、この命令を実施する。
- 2 連邦経済・教育・研究省は、関係する業界に聴取した後、別表第1から別表第5を改正することができる。

### 第13条 他の命令の廃止

次の命令は廃止される。

- 1. 砂糖の責任在庫保有に関する1983年7月6日の命令
- 2. コーヒーの責任在庫保有に関する1983年7月6日の命令

3. 食用の米の責任在庫保有に関する 1983 年 7 月 6 日の命令
4. 食用油及び食用脂並びにその原料及び半製品の責任在庫保有に関する 1983 年 7 月 6 日の命令
5. 2001 年 4 月 25 日の穀物責任在庫令

## 第 14 条 発効

この命令は、2017 年 6 月 1 日から施行する。

### 別表第 1 (第 2 条第 1 項及び第 5 条関係)

#### 砂糖

- 1 責任在庫保有の下に置かれる砂糖の種類 (略)
- 2 責任在庫契約の締結免除のための限度数量 (略)

### 別表第 2 (第 2 条第 1 項及び第 5 条関係)

#### コーヒー

- 1 責任在庫保有の下に置かれるコーヒーの種類 (略)
- 2 責任在庫契約の締結免除のための限度数量 (略)

### 別表第 3 (第 2 条第 1 項及び第 5 条関係)

#### 米

- 1 責任在庫保有の下に置かれる米の種類 (略)
- 2 責任在庫契約の締結免除のための限度数量 (略)

### 別表第 4 (第 2 条第 1 項及び第 5 条関係)

#### 食用油及び食用脂

- 1 責任在庫保有の下に置かれる食用油及び食用脂の種類 (略)
- 2 責任在庫契約の締結免除のための限度数量 (略)

### 別表第 5 (第 2 条第 1 項及び第 5 条関係)

#### 穀物及び飼料

- 1 責任在庫保有の下に置かれる穀物の種類 (略)
- 2 責任在庫保有の下に置かれる飼料 (略)
- 3 責任在庫契約の締結免除のための限度数量
  - 3.1 穀物 (略)
  - 3.2 エネルギー含有作物及びたん白質含有作物 (略)

#### 出典

- ・ Verordnung über die Pflichtlagerhaltung von Nahrungs- und Futtermitteln vom 10. Mai 2017 (Stand am 1. Juni 2017). Bundesrat HP <<https://www.admin.ch/opc/de/classified-compilation/20170050/201706010000/531.215.11.pdf>>
- ・ Verordnung über die Pflichtlagerhaltung von Nahrungs- und Futtermitteln vom 10. Mai 2017 (Stand am 1. März 2018). Bundesrat HP <<https://www.admin.ch/opc/de/classified-compilation/20170050/201803010000/531.215.11.pdf>>

## 附属資料3：1991年11月20日の緊急時における飲料水の供給確保に関する命令（2017年6月1日現在）の翻訳

スイス連邦参事会は、  
2016年6月17日の経済に関する国の供給に関する連邦法第29条及び第57条第1項に基づいて、  
次のとおり命令する。

### 第1章 一般原則

#### 第1条 目的

この命令により、緊急時における飲料水の供給を確保するものとする。計画された措置は、次について保証しなければならない。

- a. 飲料水についての通常の供給を可能な限り長く維持すること。
- b. 発生した障害を迅速に除去し得ること。
- c. 生存のために必要不可欠な飲料水が常にあること。

#### 第2条 適用範囲

- 1 この命令は、公的な飲料水の供給及び公的な目的に用いる私的な飲料水の供給に対して適用する。
- 2 この命令は、汚水処理が飲料水の供給に危険を及ぼすおそれがある場合には、汚水処理に対しても適用する。

#### 第3条 緊急時

この命令において「緊急時」とは、特に自然現象、原子力発電所の事故、破壊活動又は軍事的行為のため、飲料水の通常の供給が、著しく危険にさらされ、著しく制限され又は実施不可能にさせられることを意味する。

#### 第4条 最小量

- 1 緊急時においては、少なくとも次の量の飲料水が利用可能でなければならない。
  - a. 第3日目までの可能な限りの量
  - b. 第4日目からは1人1日当たり4リットル、有用動物の場合は1大家畜単位<sup>(64)</sup>1日当たり60リットル
  - c. 第6日目からは、
    1. 家庭及び職場においては、1人1日当たり15リットル
    2. 病院及び社会福祉施設においては、1人1日当たり100リットル

<sup>(64)</sup> 「大家畜単位」(Grossvieheinheit: GVE)とは、異なる種類の農業上の有用動物(家畜)の数を比較換算するために用いる計測尺度であり、「農業上の諸概念及び経営形態の承認に関する1998年12月7日の命令(Verordnung vom 7. Dezember 1998 über landwirtschaftliche Begriffe und die Anerkennung von Betriebsformen)」第27条第1項及び別表で規定されている。雌牛を1GVEとし、例えば授乳中の雌豚=0.55GVE、プロイラー=0.004GVEのように、動物の種類と状態に応じて、個別に単位係数が設定されている。

3. 生命のために特に重要な財を生産する企業においては、必要な量
- 2 全体として利用可能でなければならない飲料水の量の算出のために決定的であるのは、通常の場合は、供給地域における通常の住民数及び有用動物の現在数である。

## 第2章 邦の任務

### 第5条 組織

- 1 邦は、緊急時における飲料水の供給の確保を取り計らう。
- 2 邦は、定められた供給地域において、単独で又は他の基礎的自治体と共に緊急時における飲料水の供給を確保しなければならない基礎的自治体を指定する。

### 第6条 個人の装備

邦は、この命令による任務を負う者に対する、連邦から供給される放射線—化学防護装備の交付を調整する。

### 第7条 事業施設の設置及び資材の調達

- 1 最小量（第4条）を他の方法で確保することができない場合、邦は、地域の事業施設の設置及び操業並びにクイックカップリングパイプ、輸送用車両、非常用水道管及び浄水ユニットのような重要財の調達を取り計らう。
- 2 重要財は、地域の事業施設に保管される。重要財は、圧力、衝撃、振動、放射線による損害、化学的又は生物学的な戦闘用有毒物質のような有害な影響から保護されなければならない。

### 第8条 財産目録

- 1 邦は、水供給施設、地下水資源及び緊急時における飲料水供給のために適している水源についての財産目録を作成する。当該財産目録は、特に次の事項についての情報を含む。
  - a. 地下水資源及び水源の量及び質
  - b. 湧出泉
  - c. 湖沼及び河川の水供給能力
  - d. 地下水の揚水所
  - e. 地下水の緊急用井戸及び地下水開発のためのボーリング
  - f. 貯水池
  - g. 揚水設備
  - h. 水撃ポンプ
  - i. 配水網
- 2 邦は、この情報を国の二万五千分の一の地図上に記録し、当該記録を定期的に更新する。
- 3 邦は、連邦環境庁（連邦庁）の基準によって当該地図に番号を付して分類し、それを連邦庁に送付する。連邦庁は、当該地図を、他の関係する邦及び関心を有する連邦官署に転送する。

### 第9条 水質検査

邦は、緊急時において、飲料水の水質の検査が短期間で強化され得るよう取り計らう。

### 第3章 水供給施設の所有者の任務

#### 第10条 協力

供給地域の水供給施設の所有者は、その任務（第11条～第16条）の遂行のため、協力しなければならない。

#### 第11条 措置の計画策定

- 1 水供給施設の所有者は、緊急時における飲料水供給の確保のための措置について、計画を作成しなければならない。
- 2 当該計画は、次の事項についての情報を含む。
  - a. 計画策定の際に前提とされた起こるおそれのある危険及び損害
  - b. 措置の種類及び範囲
  - c. 当該措置を実施する時系列的な順序
  - d. 管轄権を有する所管官庁と軍との協力
- 3 当該計画は、邦の官庁による承認を必要とする。
- 4 既存の計画は、この命令の要件に適合させなければならない。

#### 第12条 緊急時のための資料整備

- 1 水供給施設の所有者は、緊急時のための資料を作成しなければならない。この資料は、供給地域について、特に次の事項を含む。
  - a. 障害を除去するために可能な即時の措置
  - b. 必要な最小量（第4条）の算出のための根拠
  - c. 自由に使用できる予備資材及び修理資材についての情報
  - d. 水供給施設及び地下水資源の財産目録
  - e. 職員のための出動計画及び作業指示書並びに住民のための説明書
  - f. 地域の及び地域の枠を超えた支援を実施するための出動計画
  - g. 緊急時における水質の監視についての邦の情報
- 2 当該資料は定期的に再点検し、必要な場合には補足しなければならない。
- 3 当該文書は「秘密」として分類されなければならない。

#### 第13条 現役の公益勤務からの免除及び帰休

水供給施設に、緊急時における飲料水の供給を確保するために自由に使用することができる非番の職員が十分に存在しない場合、当該施設の所有者は、軍及び民間防衛隊における現役勤務の必要な免除及び帰休を申請する。

#### 第14条 職員の教育

水供給施設の所有者は、職員の教育を行わなければならない。

#### 第15条 予備資材及び修理資材

- 1 水供給施設の所有者は、緊急時に必要な予備資材及び修理資材（消毒剤を含む。）を調達しなければならない。



- 2 当該所有者は、当該資材を有害な影響から保護しなければならない。

#### 第 16 条 構造上、経営上及び組織上の措置

- 1 水供給施設の所有者は、緊急時のために必要な構造上、経営上及び組織上の措置を講じなければならない。
- 2 当該所有者は、最小量（第 4 条）を確保するために、特に次のことを取り計らう。
  - a. 配管網が完全に又は部分的に途絶した場合であっても、水源又は緊急用井戸を利用することが可能であり、外部から水が供給され、又は緊急用備蓄があること。
  - b. 当該施設が、有害な影響から保護されていること。
  - c. 電氣的施設部分が、電磁パルス（NEMP）<sup>(65)</sup>から保護されていること。
- 3 当該所有者は、更に次のことを取り計らう。
  - a. 水が、可能な限り分散して、かつ湧水から得られること。
  - b. 近隣の飲料水供給と提携させることができること。
  - c. 職員が保護された準備室を利用可能であること。
  - d. 権限のない人の当該施設への立入りが許されないこと。
- 4 所有者は、同人が機能向上のために講じた措置を定期的に検査する。

### 第 4 章 污水处理施設の所有者の任務

#### 第 17 条

- 1 污水处理施設の所有者は、緊急時における飲料水の供給を確保するための施設が損なわれないことを保証しなければならない。
- 2 職員の免除及び帰休に対しては、第 13 条を準用する。

### 第 5 章 実施及び発効

#### 第 18 条 実施

- 1 邦は、この命令を実施する。
- 2 邦は、連邦庁と合意した措置の実施のための期限を定める。
- 3 邦は、活動の状況について、定期的に連邦庁に通知する。
- 4 邦は、遅くともこの命令の施行後 5 年以内に、供給地域内のどの基礎的自治体が、緊急時に飲料水の供給を確保しなければならないかを、連邦庁に通知する。

#### 第 19 条 発効

この命令は、1992 年 1 月 1 日から施行する。

#### 出典

・ Verordnung über die Sicherstellung der Trinkwasserversorgung in Notlagen (VTN) vom 20. November 1991 (Stand am 1. Juni 2017). Bundesrat HP <<https://www.admin.ch/opc/de/classified-compilation/19910313/201706010000/531.32.pdf>>

(ひぐち おさむ)

<sup>(65)</sup> 電磁パルスとは、核爆発に伴い発生する強力な電磁波で、電子機器、通信・放送施設、送電施設等に大きな被害を与えることが見込まれる。